

1 第11次三条市交通安全計画改定ポイント

1 策定の趣旨

- 交通安全対策基本法第26条により市町村交通安全対策会議で作成に努めることとされている。
- 三条市交通安全に関する条例第4条第2項で、交通安全計画を定めることとしている。

2 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

※ 前計画は平成29年度から令和2年度までの4年間

(いずれも、新潟県交通安全計画の計画期間と整合性を図ったもの)

3 施策の追加

- 分野別施策「高齢者等の移動手段の確保・充実」を追加

新潟県交通安全計画にならい追加(※)。

三条市地域公共交通網形成計画により、公共交通を推進していく。

- ・デマンド交通
- ・デマンド交通おでかけパス

※ 令和2年11月施行「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59条)」等の一部改正法によるもの。

- 分野別施策「道路交通に関する情報の収集と提供」を追加

三条市では、市ホームページや「三条市メール配信サービス」において道路交通に関する情報の発信を行っていることから、新潟県交通安全計画にならい追加するもの。

4 計画の構成

第1部 総論

第1章 計画の考え方

第2章 交通事故等の現状

第3章 交通安全計画における課題と目標

第4章 課題解決に向けた施策の展開

第2部 講じようとする施策

I 重点施策

第1章 高齢者の交通事故防止

第2章 歩行者及び自転車の安全確保

第3章 シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底

第4章 飲酒運転の根絶

II 分野別施策

第1章 道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底・類似事故防止対策

第3章 安全運転の確保

第4章 道路交通秩序の維持

第5章 救助・救急活動の整備拡充

第6章 交通事故被害者支援の推進

III 踏切道の安全についての施策

2 第11次計画の交通事故発生件数、死亡者数の目標設定等について

1 目標設定

年間の交通事故発生件数及び交通事故死者数

年間の交通事故発生件数

10次 年間200件以下を維持
(平成29年度のみ達成) **未達成**

11次 → **継続**

※近年の交通事故発生件数を踏まえ、
200件以下と設定

年間の交通死亡事故者数

10次 年間2人以下を維持
(平成30年度のみ達成) **未達成**

11次 → **継続**

※過去の年間交通死亡事故者数(2
名)以下と設定

○ 過去6年間、交通事故件数は増減を繰り返している。

○ しかしながら、過去に200件以下となった年もあり、令和3年に再び200件を切る可能性も十分に考えられる。

○ 高齢者の交通死亡事故防止は、県の計画で重点施策に掲げているものの、一方で、高齢者人口が増えていることから、高齢者も含めて年間の交通死亡事故者数を目標設定する。

【参考】近年の交通事故発生件数

